たきの一ほーむ風和里 サービス利用料金表

介護保険の給付対象分

R4 .10. 1 現在

介護保険基本		要习	支援	要介護度区分					
幹	段酬(月単位)	1	2	1	2	3	4	5	
1	サービス 利用料金	34,380	69,480	104,230	153,180	222,830	245,930	271,170	
2	保険から の給付額	30,942	62,532	93,807	137,862	200,547	221,337	244,053	
3	自己負担額 (①-②)	3,438	6,948	10,423	15,318	22,283	24,593	27,117	

介護保険加算給付対象分

初期加算 (日単位)			要	介護度区	分	
	1 • 2	1	2	3	4	5
① サービス利用料金		•	300円(1	日あたり)		
② 保険からの給付額			270円(1	日あたり)		
③ 自己負担額(①-②)			30円(1	日あたり)		

認知症加算(月単位) ※要支援1・2の方は加算されません	要介護2で日常生活自立度がⅡ	日常生活自立度がⅢ以上
① サービス利用料金	5000円	8000円
② 保険からの給付額	4500円	7200円
③ 自己負担額(①-②)	500円	800円

看護職配置加算(月単位) ※要支援1・2の方は加算されません	(I)	(II)	(Ⅲ)
① サービス利用料金	9,000	7,000	4,800
② 保険からの給付額	8,100	6,300	4,320
③ 自己負担額(①-②)	900	700	480

看取り連携体制加算(日単位) ※要支援1・2の方は加算されません	死亡日及び死亡日以前30日以下(1日あたり)
① サービス利用料金	640円(1日あたり)
② 保険からの給付額	576円 (1日あたり)
③ 自己負担額(①-②)	64円 (1日あたり)

訪問体制強化加算(月単位)	要介護度区分
※要支援1・2の方は加算されません	1 2 3 4 5
① サービス利用料金	10,000
② 保険からの給付額	9,000
③ 自己負担額(①-②)	1,000

総合マネジメント体制強化加算(月単位)	要支援 要介護度区分					
松口マイングンド平前短江加昇(万年江)	1 • 2	1	2	3	4	5
① サービス利用料金			10,0	000		
② 保険からの給付額			9,0	000		
③ 自己負担額(①-②)			1,0	000		

サービス提供体制強化加算(月単位)	(I)	(II)	(Ⅲ)
① サービス利用料金	7,500	6,400	3,500
② 保険からの給付額	6,750	5,760	3,150
③ 自己負担額(①-②)	750	640	350

中山間地域等提		要习	支援	要介護度区分					
供	加算(月単位)	1	2	1	2	3	4	5	
1	サービス 利用料金	1,720	3,470	5,210	7,670	11,140	12,350	13,560	
2	保険から の給付額	1,548	3,123	4,689	6,903	10,026	11,115	12,204	
3	自己負担額 (①-②)	172	347	521	767	1,114	1,235	1,356	

中山間地域における小規模事業所加算

小規模多機能居宅介護の事業所の所在地が厚生労働省が定める地域に所在する場合、介護保険 基本報酬に10/100の相当する額を加算いたします

若年性認知症利用者受入加算(月単位)	要支援1~2	要介護1~5
① サービス利用料金	4,500	8,000
② 保険からの給付額	4,050	7,200
③ 自己負担額(①-②)	450	800
生活機能向上連携加算(月単位)	(I)	(II)
① サービス利用料金	1,000	2,000
② 保険からの給付額	900	1,800
③ 自己負担額(①-②)	100	200
ロ腔・栄養スクリーニング加算加算 (月単位)	(I)	(II)
① サービス利用料金	200	50
② 保険からの給付額	180	45
③ 自己負担額(①-②)	20	5

科学的介護推進体制加算(月単位)	要支援 要介護度区分 1・2 1 2 3 4 5
① サービス利用料金	2,000
② 保険からの給付額	1,800
③ 自己負担額(①-②)	200
介護職員処遇改善加算(I)	介護保険給付対象分となる単位数の合計に10.2%を乗じた単位数
特定処遇改善加算(I)	介護職員処遇改善加算を除く、介護保険給付対象分と なる単位数の合計に1.5%を乗じた単位数
	Ta - 11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算と特定処遇改善加算を除く、介護保険給付対象分となる単位数の合計に1.7%を乗じた単位数

介護職員および他の職員の処遇改善を図る事を目的に介護保険給付の対象となる合計単に加算率を乗じ、単位数を算定します。

介護保険の給付対象外分

介護保険対象外サービス利用料金	要支援要介護度区分
① 朝食代	1・2 1 2 3 4 5 350円/回
② 昼食代	550円/回
③ 夕食代	500円/回
④ 宿泊代	2,500円/泊
⑤ 送迎費及び交通費(実施区域外)	超過1kmあたり 30円(片道)
⑥ 嗜好品費(おやつ等)	120円/回
⑦ 嗜好品費(外食等)	実費相当額
⑧ 日常生活費(オムツ・尿パット)	オムツ 120円/枚 尿パット 40円/枚
⑨ 日常生活費(必需品)	実費相当額
⑩ 教育娯楽費(写真等)	50円/枚
① 教育娯楽費(レク材料・趣味・趣向)	実費相当額
① 洗濯代	120円/回